

## 介護職員等による喀痰吸引等の実施に係る 自己点検シート

介護職員等による喀痰吸引等を実施する場合、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に規定された一定の要件を満たす必要があります。

利用者の安全のため、**定期的（年1回以上）に【自己点検】**をお願いします。

### 大原則 チェック項目

#### ①「医師の指示書」があること

医師の指示に従って行為を実施していること。

#### ②「登録喀痰吸引等事業者」又は「登録特定行為事業者」であること

喀痰吸引等を行う事業所は愛媛県へ登録されていること。

#### ③「要件を満たす介護福祉士」又は「認定特定行為業務従事者」であること

喀痰吸引等を行う介護職員等は、登録喀痰吸引等事業者の場合は「実施する喀痰吸引等が付記された介護福祉士登録証の交付を受けている介護福祉士」、登録特定行為事業者の場合は「『認定特定行為業務従事者』の認定を受けている者」であること。

Q1 現在、貴施設・事業所で介護職員等が行っている喀痰吸引等の行為にチェックを入れてください。

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ、半固形あり）
- ⑤経鼻経管栄養
- 看護職員が対応し、介護職員等は実施していない。

Q2 Q1の介護職員が行っている喀痰吸引等の行為は、全て貴施設・事業所の実施する行為として県に登録していますか？愛媛県より送付している登録（更新）通知書を御確認ください。

- はい
- いいえ→速やかに登録更新（行為の追加）の手続きを行ってください。

（※申請様式 <https://www.pref.ehime.jp/page/11596.html>）

Q3 喀痰吸引等を行う全ての介護職員等が、上記大原則の③の要件を満たし、「介護福祉士」又は「認定特定行為業務従事者」の従事者名簿に記載されていますか？

- はい
- いいえ {
  - ③の要件を満たしていない職員がいる⇒介護福祉士登録証の付記申請や、認定特定行為業務従事者認定証交付手続きを行ってください。
  - 従事者名簿に登録されていない職員がいる⇒変更登録届出書を提出してください。

（※届出様式等 <https://www.pref.ehime.jp/page/11596.html>）

Q4 上記の従事者名簿の最終確認日はいつですか？

- 今年度変更を届出済み
- 昨年度から変更していない→変更等がないか再度名簿の確認をお願いします。  
※従事者の変更の都度、変更届出が必要です。

（次ページに続きます。）

Q5 その他、下記届出項目の変更はありませんか？

設置者に係る事項

- ①氏名又は名称 ②住所 ③代表者の氏名 ④事業所の名称 ⑤事業所の所在地  
⑥喀痰吸引等業務開始の予定年月日 ⑦法人の寄付行為又は定款

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録に係る事項

- ①業務方法書 ②喀痰吸引等の実施に係る備品一覧 ③実地研修責任者の氏名

→変更項目がある場合、変更登録届出書を提出してください。

Q6 次の要件を満たしていますか？

医師の指示書に基づいて介護職員等に喀痰吸引等を実施させている。

（「喀痰吸引等に係る医師の指示書」の有効期限は6か月以内のため、有効期限が切れる前に医師からの指示を受けてください。）

介護職員等には、介護福祉士登録証に付記され、又は従事者認定された喀痰吸引等のみを実施させている。

喀痰吸引等を実施する場合には、計画書の内容を本人又はその家族等に説明し、文書による同意を得ている。

対象者の希望・心身の状況及び医師の指示書を踏まえて喀痰吸引等の実施内容を記載した計画書を作成し、それに基づき行為を実施している。また、定期的に計画内容を見直している。

喀痰吸引等を必要とする方の状況を医師・看護職員が定期的に確認し、介護職員等に情報共有するなど、医師・看護職員と介護職員等とが適切に連携し、役割分担を図っている。

喀痰吸引等の実施状況に関する報告書が適宜、対象者ごとに指示書を発行した医師に提出されている。

喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変等に備え、介護職員等があらかじめ定められた緊急時の医師・看護職員への連絡方法について把握している。

業務方法書に定められた安全委員会の開催や研修が適切に実施されている。

必要な備品等を備え、衛生的に管理している。

感染症の予防、発生時の対応方法が規定されている。

業務に関して知り得た情報を適切に管理している。

全てはい

満たしていない項目がある →関係者間で再度確認、早急に適切な状態に改善してください。

※このシートは自主点検用のため、県への提出は不要です。事業所で保管してください

問い合わせ先

【東予管内】

〒793-0042 西条市喜多川 796-1  
東予地方局 地域福祉課 福祉・保護係  
TEL：0897-56-1300（内線 243）

【中予管内】

〒790-8502 松山市北持田 132  
中予地方局 地域福祉課 福祉指導グループ  
TEL：089-941-1111（内線 389）

【南予管内】

〒798-8511 宇和島市天神町 7-1  
南予地方局 地域福祉課 福祉指導グループ  
TEL：0895-22-5211（内線 380）